

八、 趣 題

1、 地主側態度

昭和九年二月十六日蒲積小作料の管束をなし二月十九日小作契約の解除を通知す

二月二十五日小作人與名子及百外十九名に對し、該地の假令の手順を了し翌二十六日之が執行をなす、其後地主脇山茂夫は小作人の態度緩和策として小作人有力者入鶴若五郎外六名に對する九町三反六畝十二歩（十作）の縮減せしむる事とする外四月二十日工地返還訴訟を提起す。

この訴訟の結果は却つて小作人の激昂する處となりたる爲十二月十日蒲積小作料処分を解除したるも感憤緩和せず土地引上の學費上凶難なるを見聞し不該解決を希望するに至る。

2、 小作人側の態度

小作人側に在りては地主の態度強硬なる爲一部小作人は直接の交渉をなし天々安撫成立し解決したるも残り二十名は至農協佐藤台留守農協部長矢野勇助、書記長北口栄等の介接を仰て抗争せり

前記の通り地主脇山茂夫より小作人總額を許容されたる小作人大鶴若五郎外六名は四月二十六日裁判所より土地返還訴訟の通知を受け激昂し以來小作人側は佐藤台の介接により是訴訟の進展策を取りたるも昭和十年中には感憤の決意あるを豫測し同年十月數回の協議をなし地主の結果を切崩す可く十七、十八、十九日の三日間協作視見を理由に地主與名子與平外三名を個人的に呼出し小作料の減免訴訟の取手を強要する等小作人の舉動に出で所轄者より